

一般社団法人日本オンライン講師協会講師会員規定

第1章 総則

第1条 目的

一般社団法人日本オンライン講師協会（以下「本法人」という）は、本法人の「一般社団法人日本オンライン講師協会会員規約」（以下「会員規約」という）の定めによる教育・研修の講師として入会を認められた講師会員（以下「講師会員」という）の活動・経費負担・特典および義務等、講師会員活動の基本的事項を定める。本規定に定めのないものは会員規約に準ずる。

第2条 定義

本規定において使用する用語の定義を以下の通りに定める。

1. 「オンライン講座」：講師会員のスキル向上のため本法人がオンライン上で実施する講座をいう。
2. 「本サービス」：株式会社ネットラーニングのLMS「Multiverse」上で提供される、講師会員が利用するオンライン講義配信サービス「NetLive」をいう。
3. 「ラーニングスペース」：株式会社ネットラーニングのLMS「Multiverse」上で提供される、eラーニング定額制プランをいう。

第2章 講師会員資格基準

第3条 入会審査

講師会員になろうとする者から入会の申し込みがあった時、会員規約に規定された審査のほか、講師としての適格審査も行う。本法人が定める審査基準ならびに審査プロセスに則り審査委員会が入会審査を行う。以下の各項目にもとづく審査の結果、本法人が入会を承認しない場合がある。

1. 入会申し込み時の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合。
2. 過去に本法人から資格を取り消されたことがある場合。
3. 暴力団、暴力団員、暴力団関係者暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者である場合。
4. その他、本法人が入会審査基準と照らし合わせ、不適当な事由があると判断した場合。

第4条 審査手続き

審査委員会で審査後、入会承認された個人は、所定の入会手続きと入会金・会費の納入を行って講師会員となる。

1. 入会に際して、本法人所定の申込書提出の際に、すでに本法人の講師会員として承認された者2名からの推薦、または正会員からの推薦を必須とする。申し込みは講師会員となる本人が行うものとする。原則として、代理による登録は認めない。
2. 審査方法は変更する場合がある。その際は本法人のホームページ上で告知する。
3. 講師会員入会を認めなかった場合であっても、本法人はその理由を開示しない。

第5条 入会金および月会費

1. 講師会員は入会の際に入会金と初月の月会費を支払う。入会金及び月会費は、以下のよう
に定める。
 - ・入会金 3,000 円
 - ・月会費 1,000 円／月※ただし、年間一括支払いの場合は、10,000 円／年とする。
2. 月会費の始期は、入会審査を経て通知された承認日の原則翌月1日より1か月間とする。
3. 代金の収納は本法人が指定する方法を通じてクレジットカード等で行い、手続きに必要な手数料は講師会員自身が負担する。入会金または月会費は、本法人が定める支払期日までに支払うものとする。
4. 本条に定める入会金、月会費については、消費税込みの金額となり、増税他社会情勢によって見直しを行う場合がある。
5. 会員がすでに納入した入会金・年会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第3章 変更・休会・退会

第7条 変更の届出、休会、退会、除名

変更の届出、休会、退会、除名については、会員規約に準ずる。

第8条 サービス提供停止、講師会員の資格喪失

講師会員は、前条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止し、その資格を喪失する。残存期間の会費は返金しない。

1. 会費の納入がされなかったとき。
2. 当該講師会員が死亡したとき、又は解散したとき。
3. 本規定に反する行為があったと判断したとき。
4. その他、本法人が講師会員として不相当と判断したとき。

第4章 講師会員の権利と義務

第9条 講師会員の権利及び特典

講師会員は、以下に掲げる権利を有する。

1. 本法人が主催・公認するイベント・各種講座・講演の受講費の割引あるいは費用の免除が適用される。ただし講師会員からの参加者人数は上限が設定されることがある。
2. 本法人は、講師会員が主体的に参加可能である勉強会やワーキンググループ、委員会、研究会などの発足を適宜行い、参加者の募集を実施する。
3. 講師会員のうち、本法人は十分な実績と評価があると認められた講師を「認定プロフェッショナル講師」として認定する。認定は審査委員会を設置し審査する。
4. 認定プロフェッショナル講師の認定には本法人が指定する研修の受講、本法人が指定する講義開催実績を必要とする。
5. 本法人は、認定プロフェッショナル講師の認定に必要な研修を提供する。
6. 講師会員向けの情報提供を受けることができる。
7. 講師会員は、本サービス等を利用して講義を制作または開催し、それを販売することができる。講師会員が作成した講義の開催・販売を本法人が代行する場合は、その内容について双方で協議の上、別途契約書にて取り決める。
8. 本法人は、オンライン研修教材の開発が必要な時、講義の制作を支援する。
9. 本法人は講師会員をプロフェッショナル講師と認め、本法人が法人企業へ研修のコンサルティングを実施する場合、本法人が適切と認知した講師会員に対して研修案件の対応相談を行う場合がある。詳細は別途契約書にて取り決める。
10. 講師会員はラーニングスペースを自己研鑽のために利用することができる。
11. ラーニングスペースや本サービス等を利用する場合は別途契約書の取り交わしを行う。

第10条 講師会員の義務

1. 講師会員は、本規定、本法人の定款ならびにその他本法人が定める規約、本法人との間で合意をした約定を遵守する。
2. 講師会員は、月会費を納付する。
3. 講師会員は、本法人の調査研究活動、アンケート、イベント告知等依頼事項について、可能な範囲で積極的に対応する。
4. 講師会員は、講師会員が主体的に参加可能である勉強会やワーキンググループ、委員会、研究会などの募集に積極的に対応する。
5. 本法人から提供する研修やコンサルティング、案件情報や講義詳細などの情報は、第三者に開示しないものとする。

6. 本サービスを利用して制作した講義や研修の内容を、本法人のプラットフォーム以外で利用、販売、再販をしないものとする。当該行為が認められた場合は、違約行為とみられ、本法人は解約を要請する場合がある。
7. 本法人によって作成され、提供された講義は、本法人がその講義の使用権を持ち、本法人の許可を得ずに別のビジネス用途での使用はできない。当該行為が認められた場合は、違約行為とみられ、本法人は解約を要請する場合がある。
8. 本法人によって作成された講義のオンライン販売価格決定権は、本法人と講師会員両者が所有し、販売価格は双方の協議に基づき決定する。
9. 講師会員は、本法人と協議し、契約書として取り決めた内容（例：講義販売の利益配分など）を、本法人の許可なしに第三者に開示しないものとする。当該行為が認められた場合は、違約行為とみられ、本法人は解約を要請する場合がある。
10. 講義の販売や研修案件等が発生した場合、別途契約を締結する。

第11条 講師会員資格の喪失にともなう権利及び義務

講師会員がその資格を喪失したときは、本法人に対する講師会員としての権利を失い、義務を免れる。

第5章 本規約の追加・変更

第12条 規約の追加・変更

本法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本法人のホームページ等への掲載により講師会員に事前に通知のうえ、本規定を変更することができるものとする。変更後の規定は付則記載日から有効とする。

第6章 個人情報の取り扱い

第13条 個人情報

1. 本法人は、以下の情報を個人情報として取扱うものとする。
 - (1) 氏名、法人名、所属部署、Eメールアドレス等、本サービスを利用するにあたり必要となる会員の登録情報。
 - (2) 講師会員の利用サービスの内容、およびその料金の請求等の取引に関する情報。
 - (3) 本サービスを利用するために本法人が講師会員、または受領者に付与したIDおよびパスワード。
 - (4) 本サービスを利用する過程で記録された、講師会員のログイン、ログアウト等の情報、および学習の成績や資格情報等。
 - (5) その他、電子メール、電話、FAX、手紙等により、本法人との間でなされた問い合わせや申し込み等の情報、およびそれに対する本法人からの回答や対応等の情報

において個人情報に該当する情報。

2. 本法人、前項以外の個人情報の提供は受けないものとする。

第14条 個人情報の使用

1. 本法人は、前条に規定する個人情報を、以下の目的のために使用することができるものとする。
 - (1) 本サービスを提供するため。
 - (2) 本サービスの利用料金の請求等や問い合わせ等、本法人のサービス提供に付帯する業務を遂行するため。
 - (3) 本法人のサービス利用動向の調査および分析のため。
 - (4) 本法人の新しいサービスの研究または開発をするため。
2. 本法人は、前項の利用範囲において本法人の業務委託先である株式会社ネットラーニングに個人情報の取り扱いを委託するものとする。
3. 本法人は、1項および2項の規定の適用を妨げることなく、以下の項目に該当する場合を除き、前条で規定される個人情報を第三者に開示しないものとする。
 - (1) 講師会員および受領者が情報開示について別途同意している場合。
 - (2) 1項の利用目的の達成のために、第三者と共同または委託により情報を取扱う場合。
 - (3) 事業譲渡、分社等により営業資産の一部として、個人情報を第三者に引き継ぐ場合。
 - (4) 個人情報を特定の第三者との間で相互に利用する場合であって、あらかじめその利用目的および特定の第三者についてあらかじめ通知され、または公表されている場合。
 - (5) 個人情報に関する法令及びその他の規範に記載されるやむを得ない場合の情報開示など。
4. 個人情報の取り扱いに関しては、本規定のほか、本法人の個人情報保護方針および個人情報の取り扱いに従うものとする。

第7章 その他

第15条 免責および損害賠償

1. 本法人が講師会員に向けて提供された講座や情報について、講師会員の売上や仕事の紹介を保証するものではない。
2. 本法人は、本サービスの利用により発生した講師会員の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）、または第三者の損害に対しいかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとする。講師会員は自己の費用と責任を持って解決し、本法人に損害を与えることのないものとする。
3. 本法人は、本サービスへのアクセス制限、本サービスの中止・中断などの発生によ

り、本サービスを利用できなかったことにより発生した講師会員または第三者が被ったいかなる損害について理由を問わずいかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとする。

4. 講師会員は、本法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採択・方法等を決定するものとし、これらに起因して講師会員または第三者が被害をこうむった場合であっても、本法人は一切責任を負わないものとする。
5. 講師会員間で生じた問題に関して、本法人は一切の責任を負わないものとする。
6. 講師会員と本法人が指示した収納会社、金融機関などの間で紛争が発生した場合に関して、本法人は一切の責任を負わないものとする。
7. 講師会員が本規則に反した行為によって本法人に損害を与えた場合、本法人は当該講師会員に対して相応の損害賠償の請求を行えるものとする。
8. 本法人は、次の各号の一に該当する場合、講師会員に事前に通知することなく一時的に講師会員へのサービスを中断することができるものとする。この場合、本法人は必要に応じて、事後に講師会員に通知するものとする。
 - (1) 法人が提供する各種サービスの、必要に応じた緊急メンテナンスを行う場合。
 - (2) 火災、停電等により運営業務の提供ができなくなった場合。
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により運営業務の提供ができなくなった場合。
 - (4) 疫病、伝染病の蔓延により運営業務の提供ができなくなった場合。
 - (5) 戦争、テロ、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により運営業務の提供ができなくなった場合。

第16条 サービス提供の中止

本法人は、講師会員向けのサービスの全部または一部の提供を中止することがある。この場合、本法人は3ヶ月以上前までに講師会員に対し通知するものとする。

但し、事前通知について緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第17条 条項などの無効

本規定の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規定の効力は影響を受けないものとする。

第18条 管轄裁判所

本規定に関する準拠法は日本法とし、本規定について訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第19条 協議事項

本規定の内容について協議が生じた場合、または定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

以上、本法人の総ての会員に本規定を適用するものとし、総ての会員は本規定に同意し、遵守するものとする。

付則

本会員規定は、2021年5月31日より施行する。

以上